ロ　過去五年間における当該申込者の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る収穫量

二　半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）　次に掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

イ　前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る単位面積当たり基準収穫量

ロ　申込者が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量

ハ　当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して組合等が定めた当該耕地の当該類区分に係る単位面積当たり収穫量

三　地域インデックス方式（規則第八十七条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）　過去五年間における統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。）を基礎として農作物の年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。）ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該申込者の当該類区分に係る統計単位地域ごとの耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

2　全相殺方式に係る基準収穫量は、前項第一号に規定するもののほか、同項第二号イからハまでに掲げる数量のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量とすることができる。

3　第一項第二号及び前項の単位面積当たり基準収穫量は、当該基準収穫量を当該耕地の耕作面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、農林水産省経営局長が農作物の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに定める単位面積当たり収穫量の百分の百十に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては当該組合等が属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に、特定組合等にあっては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

4　都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二　基準生産金額

法第百三十六条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分に係る品種ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に当該申込者の当該品種に係る耕作面積を乗じて得た金額を、類区分につき合計して得た金額とする。

一　過去五年間における当該申込者からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（水稲については、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十三条第一項の検査証明書を含む。以下「出荷資料」という。）に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二　過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類又は実測に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第三　耕地別基準収穫量

1　規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量（以下「耕地別基準収穫量」という。）は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式　基準収穫量の設定の基礎となった第一第一項各号又は第一第二項の単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの耕作面積を乗じて得た数量

二　災害収入共済方式（規則第八十七条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。）　第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあってはイに掲げる数量、第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあっては口に掲げる数量をそれぞれ基礎として農作物の年産ごと、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分に係る品種ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの耕作面積を乗じて得た数量

イ　過去五年間における出荷資料に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

ロ　過去五年間における当該組合員等の青色申告書及びその関係書類又は実測に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

2　全相殺方式及び災害収入共済方式において、第一第一項第一号又は前項第二号の単位面積当たり基準収穫量を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合における耕地別基準収穫量は、前項の規定にかかわらず、耕地ごとの土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量とする。この場合において、当該単位面積当たり基準収穫量は、当該単位面積当たり基準収穫量を当該耕地の耕作面積により組合員等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、全相殺方式にあっては第一第一項第一号の単位面積当たり基準収穫量に、災害収入共済方式にあっては前項第二号の単位面積当たり基準収穫量に、それぞれ一致するように定めなければならない。

第四　耕地別基準生産金額

1　規則第九十九条第四項に規定する耕地別基準生産金額（以下「耕地別基準生産金額」という。）は、第二の単位面積当たり基準生産金額に耕地ごとの耕作面積を乗じて得た金額とする。

2　第三第二項の規定に基づき耕地別基準収穫量を定める場合における耕地別基準生産金額は、前項の規定の例により算定された金額に、第一号に掲げる数量に対する第二号に掲げる数量の比を乗じて得た金額とする。

一　第三第一項第二号の単位面積当たり基準収穫量

二　第三第二項の単位面積当たり基準収穫量

第五　災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

1　規則第九十八条第二号の組合等が定める数量は、第一号に掲げる数量に第二号に掲げる面積を乗じて得た数量を類区分につき合計して得た数量とする。

一　第三第一項第二号の単位面積当たり基準収穫量に、過去一定年間に当該組合員等が収穫した当該類区分に係る品種の品質の程度ごとの収穫量の当該品種ごとの収穫量に対する割合並びに当該組合員等の当該類区分に係る品種ごと及び品質の程度ごとの品質指数を乗じて得た数量を、当該類区分に係る品種につき合計して得た数量

二　当該組合員等の当該類区分に係る品種ごとの耕作面積

2　前項第一号の品質指数は、当該組合員等の住所の存する都道府県の区域内における当該類区分に係る農作物の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等の当該類区分に係る品種ごと及び品質の程度ごとの単位数量当たり価格の比として当該組合等の定める指数とする。

第六　関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量、基準生産金額、耕地別基準収穫量、耕地別基準生産金額又は規則第九十八条第二号の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。